

空き家等対策の推進に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、相互に連携、協力し、空き家等の予防、解消、活用に向けた総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の安心・安全な暮らしを確保するため、空き家等の発生の抑制、適正管理、流通、活用等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
(1) 空き家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
(2) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

（協定事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、相互に連携、協力し、次に掲げる事項に取り組むものとする。
(1) 空き家等の適正管理及び利活用に向けた広報、啓発に関すること。
(2) 空き家等の相談に関すること。
(3) 空き家等に係る土地家屋の調査、測量、登記等に関すること。
(4) 空き家等の所有者の調査に関すること。
2 甲及び乙は、必要に応じて連絡会を開催する等、定期的に協議を行い、情報の共有等に努めるものとする。

（甲が行う業務）

第4条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。
(1) 市内の空き家等の所有者等から空き家等に関する相談を受けた場合は、空き家等の所有者等の同意を得て、乙に情報を提供するものとする。
(2) 甲が発行する広報紙、ホームページその他の適切な方法により、乙が行う空き家等の相談業務等の周知に努めるものとする。

（乙が行う業務）

第5条 乙は、空き家等に関し、次の業務を行う。
(1) 甲から情報提供を受けた空き家等について、調査、測量、登記等に関する相談、所有者調査の推進に関し、協力するものとする。
(2) 甲が主催する相談業務の実施に当たって、会員の派遣等に協力するものとする。
(3) 甲が作成する啓発用チラシの配布、ポスターの掲出等について、協力するものとする。
(4) 前条に掲げる業務その他空き家等対策に関する情報等について、周知に努めるものとする。

（期間）

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結日から平成32年3月15日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれからも改廃の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議し、定めるものとする。

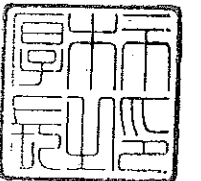
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年12月12日

甲 厚木市中町3丁目17番17号

厚木市長

小林 常良



乙 横浜市西区楠町18番地
神奈川県土地家屋調査士会

会長

鈴木 貴志

